

汚染防止・対応小委員会 第8回会合（PPR 8）

主な審議結果

① 船舶付着生物の越境移動抑止のためのガイドラインの改正

【経緯】

船体に付着した生物の越境移動による生物多様性への悪影響を防止するため、2011年に、適切な防汚塗料やメンテナンス等の対策を盛り込んだ「船体付着生物管理ガイドライン」が採択されました。国際海事機関（IMO）のPPR7（2020年2月）の後、同ガイドラインのレビューを目的とした通信部会*が開催され、新たな船体付着生物管理ガイドラインのベースとするための骨子案がとりまとめられました。

※通信部会：国際規則やガイドラインの改正等を審議するためのオンラインベースの検討グループ

【審議結果】

今次会合では、目標完了年を2023年まで延長し、通信部会（コーディネーター：ノルウェー）を再設置すること、骨子案をベースに船体付着生物管理ガイドラインの具体的内容を検討し、PPR9（2022年予定）に報告することが合意されました。ドイツ等による海藻やフジツボなどの大きな付着生物はドライドックのみで除去すべきという提案に対しては、我が国をはじめとする多くの国が懸念を表明し、今後の検討において考慮することが合意されました。

② 船上汚水処理装置の性能を確保するための条約及びガイドラインの改正

【経緯】

船舶に搭載される汚水処理装置から排出される処理水の水質が悪いという報告を受けて、2017年から、汚水処理装置に対する規制強化が検討されています。PPR7（2020年2月）の後に通信部会が開催され、汚水処理装置の性能要件を強化するための海洋汚染防止条約（MARPOL条約）附属書Ⅳ及び関連ガイドラインの改正案がとりまとめられました。改正案には、汚水処理装置に対する新たな水質基準の設定や、従来の陸上試験に加えて、船舶に搭載された後に水質基準への適合を確認するための試験を義務化する規則が含まれています。

【審議結果】

今次会合では、目標完了年を2023年まで延長し、通信部会（コーディネーター：ノルウェー）を再設置すること、MARPOL条約附属書Ⅳ及び関連ガイドラインの改正案をさらに検討し、PPR9（2022年予定）に報告することが合意されました。我が国は、既存船の汚水処理装置に対する厳しい性能要件によるコストと環境保護の効果とのバランスを考慮すべきことを指摘するとともに、既存船の汚水処理装置についてはまず運用とメンテナンスにおける課題特定とその改善を検討すべきと提案しました。この提案は多くの国からの支

持を得て、今後の検討において考慮することが合意されました。

③ バラスト水の基準適合監視装置の検証プロトコルの作成

【経緯】

バラスト水※に含まれる生物の越境移動による生物多様性への悪影響の防止を目的としたバラスト水管理条約が2017年に発効しました。同条約では、船舶から排出されるバラスト水について、単位体積あたりの生物含有数が基準として定められています。

この基準への適合性を確認するため、バラスト水のサンプルを採取し分析する装置（バラスト水適合監視装置）の性能に関する統一要件が存在しないことを受けて、PPR 7（2020年2月）の後に非公式の通信部会が開催され、同装置の性能を検証する試験手順（プロトコル）の案がとりまとめられました。

※バラスト水：船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「重し」として出し入れする海水

【審議結果】

今次会合では、通信部会（コーディネーター：イギリス）を設置すること、バラスト水適合監視装置の検証プロトコル案をさらに検討し、PPR 9（2022年予定）に報告することが合意されました。

④ 国際海運のブラックカーボン排出による北極域への影響の低減

【経緯】

船舶から発生するブラックカーボン（BC：燃焼で発生するすす）が北極域の氷雪融解や地球温暖化の一因であるとの問題意識から、PPRにおいてBCの計測手法や削減対策等の検討を行っています。PPR 7（2020年2月）の後、BCの標準的なサンプリング手法や計測手法の検討を進めること、計測手法と政策オプションとの関連性を調査すること等を目的とした通信部会が開催され、報告書がとりまとめられました。

【審議結果】

今次会合では、BCの計測手法と取り得る政策オプションとの関連性を示す共通理解等を整理した報告書の内容を考慮した上で、関連する調査研究を実施し、情報共有することを有志国に促すとともに、引き続きBCの計測手法や削減対策を検討していくことが合意されました。

⑤ 北極海で重質燃料油を使用する際のリスク軽減のためのガイドラインの作成

【経緯】

船舶からの油流出事故による生態系や環境への悪影響への懸念から、北極海における重質燃料油の保持・使用を禁止するMARPOL条約附属書Iの改正案がIMOの海洋環境保護委員会（MEPC 75）（2020年11月）において承認されました。同改正案は、MEPC 76（2021年6月）において採択され、2024年7月以降（MARPOL条約等で定められている燃料油

タンクの保護（二重底）に関する規定に適合する船舶は 2029 年 7 月以降）、適用される見込みです。

PPR 7（2020 年 2 月）の後、北極海における重質燃料油の使用及び輸送に係るリスク軽減のためのガイドラインの作成を目的とした通信部会が開催され、ガイドラインの案がとりまとめられました。

【審議結果】

今次会合では、PPR 9（2022 年予定）において、北極海における重質燃料油の使用及び輸送に係るリスク軽減のためのガイドライン案について更なる検討を行うことが合意されました。

⑥ 船舶からの海洋プラスチックごみへの対処

【経緯】

近年、海洋プラスチックごみは国際的な環境問題として関心が高まっており、船舶からの投棄は、既に MARPOL 条約により全面禁止されています。MEPC 73（2018 年 10 月）では、対策の実効性を強化するための今後の行動計画「アクションプラン」が決定されました。PPR 7（2020 年 2 月）の後、漁具の偶発的な流出時の報告[※]の促進のための MARPOL 条約附属書 V の改正等を目的とした通信部会が開催され、改正案の検討が行われました。

※MARPOL 条約附属書 V 第 10 規則により、漁具の偶発的な流出又は排出であって海洋環境又は航行に重大な脅威をもたらすものは、旗国等に通報することが義務付けられている

【審議結果】

今次会合では、通信部会の検討結果等が報告され、PPR 9（2022 年予定）において MARPOL 条約附属書 V の改正等について更なる検討を行うことが合意されました。

以上